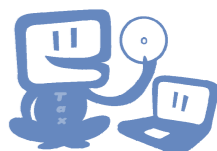


確定申告の電子申告

平成24年度で終了します

電子申告による所得税控除



■3000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告を、平成25年3月15日(金)までにe・Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して行うと、所得税額から最高3000円の控除を受けることができます(平成19年分から24年分の間でいずれか1回)。この税額控除は本年の適用をもって終了となる予定です。

e・Taxは、自宅からインターネットを利用して申告することで添付書類を省略できたり、還付申告が早く処理されたりするなどのメリットがあります。

■e・Taxを利用するには

e・Taxを利用する場合は、事前に電子証明書の取得とICカードリーダーライターの購入などが必要です。

■電子証明書の発行

電子証明書は、お近くの総合支所で交付します。申告の際は交付窓口が大変混み合うことが予想されますので、必ず受付窓口にて電話で発行予約をしてからお越しください。

●予約の方法 各総合支所の市民福祉課窓口または市民課市民係へ電話等で申し出てくだ

さい。

●受付時間 午前9時～午後4時(土日・祝日を除く)

●必要なもの ▽住民基本台帳カード▽運転免許証やパスポート等の官公署発行の顔写真付証明書▽健康保険証・年金手帳(証書)・介護保険証等の、官公署発行の証明書▽印鑑(ゴム印等は不可)▽発行手数料500円

※住民基本台帳カードがない場合は、別途発行手続き(要発行予約、原則後日交付)が必要になります。

e・Taxに関するご相談

松本税務署
(☎32・2790)

電子証明書の予約発行の相談
各総合支所市民福祉課、または穂高総合支所内市民課
(☎82・3131代 ☎82・6622)

インターネットを使えば計算も簡単。申告も「e・Tax」で提出しよう



農産物応援キャラクター「らいすん」はインターネットで確定申告中

道路河川公園

道路・河川・都市公園に関する各条例(案)について ご意見をお寄せください

地域主権改革一括法により、これまで国の法律で定めていた道路や河川、公園などの管理や設置の基準について市が条例で定めることができるようになりました。

市では平成25年度から実施予定の4つの条例(案)について皆さんからの意見を次のとおり募集します。意見がある場合は各担当課へお寄せください。

●対象者 市内に住所を有するか通勤、通学する人。市内で事業などを行う個人、または法人。

●閲覧方法 各案は、それぞれの担当課および各総合支所地域支援課、市民活動センター「くるりん広場」、または、市ホームページで閲覧できます。

●募集期間 12月27日(木)～平成25年1月15日(火)(必着)

●応募方法 任意の用紙に意見、提言事項を記載し、個人の場合は、住所(または勤務先、学校名)・氏名・電話番号を、法人の場合は、法人名・代表者名・所在地・電話番号を明記の上、郵送・持参・ファクス・電子メールのいずれかの方法により提出してください。

●応募結果の公表

条例案に寄せていただいた意見などの募集結果は、内容をとりまとめ、市の考え方と共に公表します(提出者に関する情報は除く)。個々のご意見に対して直接の回答はしませんのでご了承ください。

●市都市公園の整備に関する条例(案)

図 都市計画課公園緑地係
(☎72・3111代 ☎72・3569)
都市公園の設置、配置および規模の基準等について、国が一律に定めていた基準を元に、市が条例を定めることとなります。

た。これを受けて、市では「市都市公園の整備に関する条例」の制定を予定しています。この条例案に対するご意見などを募集します。

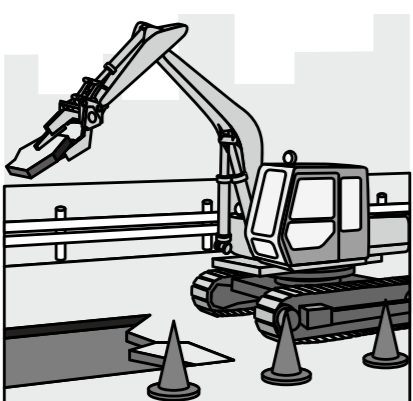
●応募先 〒399・8205 安曇野市豊科4340 豊科総合支所内都市計画課
または各総合支所地域支援課
☐ foshikakaku@city.azumino.nagano.jp

市道の構造の技術的基準に関する条例(案)
準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例(案)
道路標識の寸法を定める条例(案)
図 監理課登記担当
(☎72・3111代 ☎72・3569)

市の道路や河川を管理、整備するための基準等について、国が一律に定めていた基準を元に、市が条例を定めることとなりました。これを受けて、策定を進めています。市では市道や

準用河川管理施設などを建設する際に基準になる3つの条例の制定を予定しています。これら条例案に対するご意見などを募集します。

●応募先 〒399・8205 安曇野市豊科4340 豊科総合支所内監理課
または各総合支所地域支援課
☐ kanri@city.azumino.nagano.jp



年少扶養親族の申告は忘れずに



平成24年度から、16歳未満の年少扶養親族に対する控除が廃止になりましたが、市県民税の非課税判定、障害者控除の適用には引き続き申告が必要です。申告を忘れると、市で行っている子育てに関するサービスに反映されない場合があります。扶養されている年少親族がいる人は、忘れずに申告してください。

図 豊科総合支所内市民税課 (☎72・3111代 ☎72・8340)